

里山利活用人材の育成事業の概要

(長野県森林づくり県民税事業)



一般社団法人

長野県林業普及協会

1. 事業の目的

長野県森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」等において、地域団体が主体となって自立的・持続的な里山管理を実現するための「人材育成」を幅広く支援する事業です。

「自分たちで里山を整備したいが技術がない」「活動をリードする人材がほしい」「来訪者へ魅力を伝えるガイドを育てたい」といった地域の課題解決のための研修実施に伴う必要経費をサポートします。

2. ニーズに合わせて選べる研修メニュー

① リーダー育成研修

里山活動のノウハウや多面的な利活用を推進し、多様な関係者をコーディネートするリーダー人材を育成します。

② 活動参加者への技術研修

地域住民等の協働による整備を安全に進めるため、作業の技術講習や安全対策の指導等を行います。

③ 里山案内人（ガイド）育成研修

県民が広く利用できる「開かれた里山」等において、来訪者への魅力発信、安全な案内、利活用指導の手法を学びます。

※ 上記研修を組み合わせた『複合研修』も実施可能です。研修実施にあたっては参加者アンケート等でニーズを調査分析します。

3. 研修実施に関わる必要経費の支援

本事業の対象となる経費は、研修実施に必要な以下の項目となります。

【謝金・交通費】

- ・報償費（講師への謝金）
- ・旅費（講師等の交通費）

※ 講師謝金は原則として講義時間に応じた単価等に基づきます。

【機材・会場費】

- ・使用料及び賃借料（会場、整備に用いる機械等）

※ 講習に必要な安全装備やチェンソー等のレンタルも対象。

【資材・消耗品等】

- ・需用費（テキスト代・消耗品）
- ・役務費・保険料（傷害保険等）

※ 研修に直接関わる保険加入や、配布資料の印刷代などが対象。

4. 申請から実施・精算までのスケジュール

1

企画・申請

実施計画書（様式1・2）を作成。直接、又は地域振興局林務課経由で普及協会に提出します。

2

計画承認

計画書の内容を普及協会が審査し、主催者へ「計画承認書（様式3）」を送付します。

3

研修実施

計画に沿って研修を実施。あわせて受講者への「アンケート（満足度調査）」を回収・提出します。

4

完了報告

完了後1ヶ月以内（最終令和9年2月末締切）に「実績報告書・請求書（様式6・7）」を提出します。

実施要領・様式は長野県林業普及協会HPからダウンロードをお願いします。
「長野県林業普及協会」で検索→「支援事業」からダウンロード

【お問い合わせ・計画の相談窓口】

一般社団法人長野県林業普及協会（または所管する各地域振興局林務課）までお気軽にお問い合わせください。